

平成30年9月28日

## 弊社に対する行政処分の公表

名鉄バス株式会社

弊社名古屋中央営業所及び岡崎営業所は、中部運輸局から下記のとおり行政処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて改善に取り組んでまいります。

### 記

1 行政処分を受けた日

平成30年9月28日（金）

2 対象営業所

名鉄バス株式会社 名古屋中央営業所及び岡崎営業所

3 違反内容

運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

4 処分の内容

名古屋中央営業所 事業用自動車の停止10日間（1両×10日間）

岡崎営業所 事業用自動車の停止10日間（1両×10日間）

5 改善措置

関係法令を遵守し、改善に努めてまいります。

以上

平成29年5月30日

## 弊社に対する行政処分の公表

名鉄バス株式会社

弊社岡崎営業所は、中部運輸局から下記のとおり行政処分を受けました。  
今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

### 記

1 行政処分を受けた日

平成29年5月30日（火）

2 対象営業所

名鉄バス株式会社 岡崎営業所

3 指摘事項及び違反条項

事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。

4 処分の内容

事業用自動車の停止10日間（1両×10日間）

5 改善措置

事業計画及び運行計画に定める業務の遂行について、乗務員教育の実施、  
ならびに教育後の実施状況の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

以上